

◆高齢者被害を未然に防止するためには家族や周囲の方からの見守りが大切です。(健康食品の過量販売契約)

入院している母親の自宅にクレジットカードの明細書が届き、数年前より毎月20万円の健康食品を契約していることが分かった。自宅には未開封の健康食品が多数あった。

母によると事業者から「無料なので持って帰ってください」と言われた後で金額を請求されたことや「銀行まで一緒に行きましょう」と連れていかれて振り込みさせられたこともあったらしい。

クレジットカードの請求を止めて、これまでに支払ったお金を返してほしい。
(相談者：50歳代男性(契約者の子) 契約者：80歳代女性)

相談者に聞き取りしたところ、少なくとも3年前から毎月約20万円程度カード決済していることが分かった。契約者からはほとんど聞き取りができない状態であったが「健康食品は認知症とがんに効く」と言われて契約したとのこと。

相談者が代筆して事業者とクレジットカード会社へこれまでの経緯と契約の取消しを求める書面を内容証明郵便で送付したが、事業者が応じなかったため、消費者センターがあっせんに入ることになった。



しかしながら、あっせん前に契約者の病状が悪化し逝去されたため、事業者は診断書と相続書面の提出を条件に、未開封商品の返品と70%の返金を提案してきた。相談者は契約者の逝去により早期解決を希望したため、事業者からの提案に合意し、相談は終了しました。

高齢者は日中、在宅していることが多く、「親切な態度や優しい言葉に弱く、騙されたことに気付かない」「騙されたと気づいても、迷惑をかけたくないので、誰にも相談しない」といった傾向があります。

高齢者と日常的に接している身近な方々の気づきが重要になりますので、高齢者が消費生活トラブルに遭わないよう、みんなで見守り、注意していきましょう。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時～17時(年末年始を除く、毎日)



消費生活相談窓口

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

